

CORE サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この CORE サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社プレンドルモンドオー（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス「パソコン設定・運用・保守管理レンタルサービス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款を構成します。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が管理する施設内に設置した当社が所有する CORE サービス専用パソコン設備一式（以下、「当社パソコン設備」といいます。）1台を、利用者専用として初期設定及び稼働、保守、管理をレンタル提供するサービスです。

第3条（利用開始日）

1. 利用者が、本サービスを申込み後、初回料金の支払いが当社にて確認できた日を利用開始日とします。

第4条（利用料金）

1. 利用者は、初期設定費用として当社がサービスサイトで指定するサービス（以下、「CORE サービス」といいます。）に限り、契約台数に応じた利用料金を支払うこととします。なお、利用料金の詳細は、サービスサイトで定めるものとします。
2. 利用者は、CORE サービス利用料を12ヶ月分一括で支払うこととします。なお、利用料金の詳細は、サービスサイトで定めるものとします。但し、契約の自動更新後は1ヶ月単位で支払うこととします。
3. 利用者は、従量課金として、稼働実績の20%を契約期間終了時に成果物にて支払うこととします。

第5条（料金の支払）

1. 本サービスの料金の支払方法は、クレジットカード払いを選択することができるものとなりますが、本サービスの利用料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。
2. 13カ月目以降の CORE サービス利用料の支払方法については、クレジットカード払いのみとなります。
3. 本サービスの利用者は、本サービスの初年度支払については一括払いとします。
4. 基本約款における支払期限とします。

第6条（最低利用契約期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用契約期間は、利用開始日から12ヶ月とします。
2. 自動更新後の最低利用契約期間は1ヶ月とします。
3. 最低利用契約期間内に利用契約を解除した場合、基本約款における最低利用期間の利用契約の解除の規定に従い、支払済みの費用は返金されないものとします。

第7条（利用契約の解約）

1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、利用契約の解約時期に関わらず、当該解約月の料金の全額を支払うものとします。

第8条（保証）

1. 本サービスにおいて、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。
 - (1) パソコン機器の故障による機器交換までの稼働実績保証
 - (2) ソフトウェアの更新による、稼働停止中の実績保証
 - (3) 理由のいかんに関わらず、停電、通信遮断などによる稼働停止中の実績保証
 - (4) 災害などにより、機器が稼働停止中の実績保証

附則

第1条（適用開始）

このCOREサービス約款は、2022年9月1日より適用されます。

以下、余白